

## 五島市債権管理条例の制定について

### 1. 条例制定の目的

- 市の債権は、これまで地方自治法等の規定のほか、五島市の統一的な事務処理基準として債権管理規程を定めて事務処理を行ってきた。
- 今回、条例を制定し、市長等の債権管理に関する責務を明らかにすると共に、債権管理に係る事務処理について改めて整理し、統一した手続きや基準など必要な事項を定め、債権管理の適正化を図る。

### 2. 対象とする債権

- 市税などの公債権および水道使用料、市営住宅使用料などの私債権等（裏面参照）

### 3. 条例に規定する条文の概要

- 滞納金は、台帳へ記録し納付状況を管理する。
- 期限内に納付が無い場合、督促や催告を行う。
- 資力があるにもかかわらず納付しない場合は、強制執行（裁判手続き）を行う。
- 無資力の場合や災害等で納付が困難な場合は、履行延期、徴収停止を行う。
- 死亡により相続人がいない場合等、回収できる見込みが無い私債権は、規定に基づき放棄する。
- 債権放棄した場合は、議会へ報告する。

### 4. 県内市町の債権管理条例の制定状況 (R4.11 現在)

#### ・条例制定済み（15市町）

長崎市、佐世保市、大村市、壱岐市、南島原市、新上五島町、佐々町など

※直近：佐々町 R4.6.24 交付、長崎市 R4.4.1 施行、

#### ・条例の制定なし（6市町）

島原市、諫早市、対馬市、長与町、時津町、  
五島市

### 5. 制定後の実施スケジュール

- 交付の日から施行する。

## ◆ 五島市の主な私債権の滞納繰越額（令和3年度決算）

債権の種類	滞納繰越額
奨学資金貸付金	23,711,550円
市営住宅使用料	15,734,102円
水道使用料	13,443,046円

※ 私債権は、相手方が時効を援用しない限り  
債権は消滅することなく存在し続けること  
になる。  
・ 時効の援用とは、時効の利益を受ける意思  
表示を行うこと。

## ◆ 債権の分類

債権の分類		市の債権		
		公債権（根拠：地方税法等の個別法）		私債権 (根拠：民法等の私法)
債権の例示		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
		市税、保育料、介護保険料、 後期高齢者医療保険料など	行政財産使用料、ごみ処理手数料、 生活保護費返還金など	水道使用料、住宅使用料、 各種貸付金など
未収債権の 回収方法		自力執行による強制徴収可能 (裁判手続不要)	強制徴収を行うには裁判手続が必要	
		5年又は個別法に定める期間	5年	5年又は 10年
時効	期間	5年又は個別法に定める期間	5年	5年又は 10年
	援用	不要	要 (※)	
債務者の 財産調査		地方税法に基づく調査権あり (金融機関等への調査可能)	調査権なし (本人聞き取りによる調査が主)	